

東京大学多様性包摂共創センター規則

令和6年3月21日

役員会議決

東大規則第76号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則第21条第6項の規定に基づき、東京大学多様性包摂共創センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定める。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（以下「DEI」という。）を推進するため、インクルーシブな社会の実現を目指す需要に応え、当事者の主導による研究の中核を担い、研究成果を教育に還元する教育プログラムの開発及び提供を行うとともに、研究成果を反映した全学的なジェンダー・エクイティ及びバリアフリー等に関する環境の整備及び支援体制等の強化を推進することを目的とする。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、東京大学教授又は特任教授をもって充てる。
- 3 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第4条 センターに、副センター長若干名を置く。

- 2 副センター長は、センター長が指名する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を助ける。
- 4 前3項のほか、副センター長に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、東京大学多様性包摂共創センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(室及び部門)

第6条 センターに、次に掲げる室及び部門を置く。

- (1) DEI共創推進戦略室
 - (2) DEI研究部門
 - (3) DEI実践部門
- 2 前項に定めるもののほか、室及び部門の組織、運営及び事業については、センター長が別に定める。

(事務組織)

第7条 センターの事務は、本部ダイバーシティ推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沿革

東京大学多様性包摂共創センター規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第3章 全学組織等

○第2節 学内共同教育研究施設

沿革情報

◆令和06年3月21日 役員会議決